

令和7年度 呉市地域防災計画の修正（案）

（共通編・風水害編・震災編）

【新旧対照表】

呉市各対策部の意見等に伴う修正

凡 例

- **××編** 【●-●-●】 : 該当する編, ページ
- _____, **□** : 修正箇所
- **市修正△△** : 別添「資料3 一覧／呉市各対策部の意見等に伴う修正」と連動

修正前	修正後	修正理由等
<p>共通編 総則 【総-4-3】</p> <p>第4節 呉市の概況</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 災害の想定</p> <p>(略)</p> <p><u>また、広島県は、平成7年度及び平成8年度に実施した「広島県地震被害想定調査」をベースとし、社会的条件の変化や兵庫県南部地震後の学術的知見、平成13年の「芸予地震」の実際のデータなども踏まえ、平成19年度に県内で発生する地震被害を想定し直した。</u></p> <p><u>さらに、平成23年3月の「東北地方太平洋沖地震」を踏まえた最新の科学的見地に基づき、地震被害想定を見直した。その報告書によると、呉市に影響を及ぼすとされる地震については、すでに明らかとなっている断層等を震源とする南海トラフ巨大地震を含む地震及び市役所直下を震源とする地震である。</u></p> <p><u>したがって、災害の規模としては、近年において最も被害の大きかった昭和20年の枕崎台風、昭和26年のルース台風、昭和29年の洞爺丸台風、昭和30年の台風22号、昭和42年7月豪雨、平成30年7月豪雨、地震・津波による被害が最大となる南海トラフ巨大地震などの災害を基準として想定し、これら以上の大災害並びに地震にも対処できるよう、この計画を作成するものである。</u></p>	<p>共通編 総則 【総-4-3】</p> <p>第4節 呉市の概況</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 災害の想定</p> <p>(略)</p> <p><u>また、広島県は、平成7・8年に「広島県地震被害想定調査」を行い、その後、平成19年(平成7年兵庫県南部地震、平成13年芸予地震のデータを反映)、平成25年(平成23年東北地方太平洋沖地震のデータを反映)、令和7年(令和6年能登半島地震のデータを反映)に被害想定の見直しを行ってきた。</u></p> <p><u>この地域防災計画は、過去の災害である昭和20年枕崎台風、昭和42年7月豪雨、平成30年7月豪雨、平成7年兵庫県南部地震、平成13年芸予地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、令和6年能登半島地震などに加え、今後発生が懸念されている南海トラフ地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道地震などの被害想定を踏まえて作成するものである。</u></p>	<p>市修正01</p> <p>【理由等】</p> <p>県地震被害想定調査報告書が更新されたことに伴い、本市に最も被害を及ぼす「安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震」に言及するとともに、見直しの経緯を簡潔な表現に改める。</p> <p>(危機管理課)</p>
<p>共通編 災害予防編 【予-2-9】</p> <p>第2節 風水害予防計画</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 津波災害の予防対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 津波災害危険区域内における円滑かつ迅速な避難確保対策</p> <p>(1) 津波災害警戒区域ごとに、次の事項を定める。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 要配慮者への支援</p> <p><u>避難促進</u> 施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有</p> <p>※ <u>避難促進</u> 施設については、「資料編」参照</p> <p>(注) <u>避難促進</u> 施設とは</p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づく津波災害警戒区域内にある以下に該当する施設で、津波によって30cm以上の浸水が想定されるもの。</u></p> <p>社会福祉施設、学校、医療施設等、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-2-9】</p> <p>第2節 風水害予防計画</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 津波災害の予防対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 津波災害危険区域内における円滑かつ迅速な避難確保対策</p> <p>(1) 津波災害警戒区域ごとに、次の事項を定める。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 要配慮者への支援</p> <p><u>要配慮者利用</u>施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有</p> <p>※ <u>要配慮者利用</u>施設については、「資料編」参照</p> <p>(注) <u>要配慮者利用</u>施設とは</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>社会福祉施設、学校、医療施設等、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。</p>	<p>市修正02</p> <p>【理由等】</p> <p>現在、火山災害で用いられる避難促進施設の用語を削除するとともに、要配慮者利用施設に変更し、県地域防災計画との整合を図る。</p> <p>(危機管理課)</p>

修正前	修正後	修正理由等
<p>共通編 災害予防編 【予-7-8】</p> <p>第7節 避難体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難計画の策定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設等の避難計画等</p> <p>ア 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた浸水想定区域等内の要配慮者利用施設並びに津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、災害時に当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。</p> <p>イ 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた洪水浸水想定区域内の所有者又は管理者は、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行うために自衛水防組織を置くよう努めなければならない。</p> <p>ウ 市は、要配慮者利用施設及び避難促進施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-7-8】</p> <p>第7節 避難体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難計画の策定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設__の避難計画等</p> <p>ア 避難確保計画の作成</p> <p><u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。</u></p> <p>イ 市長への報告</p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。</u></p> <p>ウ 避難訓練</p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づき、避難訓練を行わなければならない。</u></p>	
<p>共通編 災害予防編 【予-3-3】</p> <p>第3節 火災予防計画</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 消防力の充実</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防水利の確保</p> <p>「消防水利の基準」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実を図る。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-3-3】</p> <p>第3節 火災予防計画</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 消防力の充実</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防水利の確保</p> <p>「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実を図る。</p>	<p>市修正 03</p> <p>【理由等】</p> <p>誤表記の修正 (警防課)</p>
<p>共通編 災害予防編 【予-11-2】</p> <p>第11節 防災拠点の整備</p> <p>(略)</p> <p>【防災拠点の構成】</p> <p>(略)</p> <p>空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-11-2】</p> <p>第11節 防災拠点の整備</p> <p>(略)</p> <p>【防災拠点の構成】</p> <p>(略)</p> <p>空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</p>	<p>市修正 04</p> <p>【理由等】</p> <p>令和6年度に離着陸場の精査を実施したためそれを反映する。 (警防課)</p>

修正前		修正後		修正理由等
<p>【ヘリコプター緊急離着陸場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入船山公園多目的広場 ・海上自衛隊呉教育隊_____ ・<u>焼山公園</u> ・虹村公園_____ ・黒瀬川河川防災ステーション ・<u>_____大浦崎スポーツセンター</u> ・<u>明德中学校グラウンド</u> ・<u>_____倉橋グラウンド</u> ・安浦中学校<u>グラウンド</u> ・野呂川ダムグラウンド ・安登公園 ・<u>_____川尻グラウンド</u> ・川尻小学校<u>グラウンド</u> ・<u>_____豊浜グラウンド</u> ・豊小学校<u>グラウンド</u> ・架橋記念公園 ・<u>旧下蒲刈小学校グラウンド</u> ・大津泊庭園 ・県民の浜広場 <p>(新設)</p> <p>【屋上ヘリポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉医療センター ・中国労災病院 	(略)	<p>【ヘリコプター緊急離着陸場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入船山公園多目的広場 ・海上自衛隊呉教育隊<u>ヘリポート</u> ・<u>旧呉昭和高等学校</u> ・虹村公園<u>多目的広場</u> ・黒瀬川河川防災ステーション ・<u>呉市大浦崎スポーツセンターグラウンド</u> ・<u>呉市渡子多目的グラウンド</u> ・<u>呉市倉橋グラウンド</u> ・安浦中学校_____ ・野呂川ダムグラウンド ・安登公園 ・<u>呉市川尻グラウンド</u> ・川尻小学校_____ ・<u>呉市豊浜グラウンド</u> ・豊小学校_____ ・架橋記念公園 ・<u>蒲刈港（向地区）Ⅱ工区埋立地</u> ・大津泊庭園 ・県民の浜広場 ・<u>シャトレーゼガトーキングダムせとうち</u> <p>【屋上ヘリポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉医療センター ・中国労災病院 	(略)	
<p>共通編 災害予防編 【予-11-3】</p> <p>陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</p>		<p>共通編 災害予防編 【予-11-3】</p> <p>陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</p>		<p>市修正 05</p> <p>【理由等】</p> <p>県計画との整合を図るため。 (危機管理課)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・二河公園周辺 ・入船山公園多目的広場 ・くれポートピアパーク周辺 ・広公園周辺 ・焼山公園周辺 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安登公園周辺 ・大浦崎スポーツセンター周辺 ・恵みの丘蒲刈周辺 	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・二河公園周辺 ・入船山公園多目的広場 ・くれポートピアパーク周辺 ・広公園周辺 ・焼山公園周辺 ・<u>グリーンヒル郷原</u> ・安登公園周辺 ・大浦崎スポーツセンター周辺 ・恵みの丘蒲刈周辺 	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

修正前	修正後	修正理由等
<p>共通編 災害予防編 【予-11-6】</p> <p>第2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地区防災拠点の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公共建物の定期点検 (略)</p> <p>※ 対象公共建築物：100㎡を超える特殊建築物（学校，病院，社会福祉施設，集会施設，市営住宅等）， _____階数が5以上かつ1,000㎡を超える事務所（庁舎，消防署等）</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-11-6】</p> <p>第2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地区防災拠点の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公共建物の定期点検 (略)</p> <p>※ 対象公共建築物：200㎡を超える特殊建築物（学校，病院，社会福祉施設，集会施設，市営住宅等），<u>階数が3以上かつ特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物</u>，階数が3以上かつ200㎡を超える事務所（庁舎，消防署等）</p>	<p>市修正 06</p> <p>【理由等】</p> <p>「呉市耐震改修促進計画」との整合を図るため。 (建築指導課)</p>
<p>共通編 災害予防編【予-16-3】</p> <p>第16節 防災教育 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害教訓の<u>伝承</u></p> <p>災害教訓の<u>伝承</u>の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，市民が災害教訓を<u>伝承</u>する取組を支援する。</p>	<p>共通編 災害予防編【予-16-3】</p> <p>第16節 防災教育 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害教訓の<u>継承</u></p> <p>災害教訓の<u>継承</u>の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，市民が災害教訓を<u>継承</u>する取組を支援する。</p>	<p>市修正 07</p> <p>【理由等】</p> <p>表現の修正 (企画課)</p>
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画【南-3-5】</p> <p>第3節 基本方針 (略)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 科学的知見の蓄積と活用</p> <p>国，地方公共団体，研究機関等は，地震，津波等に関する理学分野，施設設計やまちづくり，災害時の状況把握手法等に関する工学分野，過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・<u>伝承</u>，震災時の人間行動や情報伝達，社会経済的な波及，経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について，連携を図りながら，防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。</p> <p>(略)</p> <p>安価で効果的な住宅の耐震化技術，液状化対策，造成宅地の地盤強化対策，建築物等の不燃化技術，被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術，被害<u>シミュレーション</u>等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究，蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画【南-3-5】</p> <p>第3節 基本方針 (略)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 科学的知見の蓄積と活用</p> <p>国，地方公共団体，研究機関等は，地震，津波等に関する理学分野，施設設計やまちづくり，災害時の状況把握手法等に関する工学分野，過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・<u>継承</u>，震災時の人間行動や情報伝達，社会経済的な波及，経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について，連携を図りながら，防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。</p> <p>(略)</p> <p>安価で効果的な住宅の耐震化技術，液状化対策，造成宅地の地盤強化対策，建築物等の不燃化技術，被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術，被害<u>シミュレーション</u>等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究，蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。</p>	

修正前	修正後	修正理由等																																										
<p>風水害応急対策編 【風-2-8】</p> <p>震災応急対策編 【震-2-7】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策</p> <p>第1 組織・動員計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 動員計画</p> <p>(1) 動員の基準</p> <p>ア 動員基準</p> <p>(略)</p> <p>【動員基準】</p> <table border="1" data-bbox="157 695 1255 1062"> <thead> <tr> <th>動員体制の種別</th> <th>動員の時期</th> <th>動員職員数等</th> <th>動員場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1 配備体制</td> <td>災害警戒体制（第3次防災体制） _____が発令されたとき。</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員体制の種別	動員の時期	動員職員数等	動員場所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第1 配備体制	災害警戒体制（第3次防災体制） _____が発令されたとき。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>風水害応急対策編 【風-2-8】</p> <p>震災応急対策編 【震-2-7】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策</p> <p>第1 組織・動員計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 動員計画</p> <p>(1) 動員の基準</p> <p>ア 動員基準</p> <p>(略)</p> <p>【動員基準】</p> <table border="1" data-bbox="1285 695 2383 1062"> <thead> <tr> <th>動員体制の種別</th> <th>動員の時期</th> <th>動員職員数等</th> <th>動員場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1 配備体制</td> <td>災害警戒体制（第3次防災体制）<u>又は災害対策本部設置（第4次防災体制）</u>が発令されたとき。</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員体制の種別	動員の時期	動員職員数等	動員場所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第1 配備体制	災害警戒体制（第3次防災体制） <u>又は災害対策本部設置（第4次防災体制）</u> が発令されたとき。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>市修正 08</p> <p>【理由等】</p> <p>柔軟な動員体制を構築するため。</p> <p>(危機管理課)</p>
動員体制の種別	動員の時期	動員職員数等	動員場所																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																										
第1 配備体制	災害警戒体制（第3次防災体制） _____が発令されたとき。	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																										
(略)	(略)	(略)																																										
動員体制の種別	動員の時期	動員職員数等	動員場所																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																										
第1 配備体制	災害警戒体制（第3次防災体制） <u>又は災害対策本部設置（第4次防災体制）</u> が発令されたとき。	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																										
(略)	(略)	(略)																																										
<p>風水害応急対策編 【風-2-10】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害情報計画</p> <p><u>風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民</u>に対し<u>迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制</u>について定める。</p> <p>1 情報管理体制の確立</p> <p>(1) <u>市の情報管理体制の確立</u></p> <p>ア 情報管理体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>イ 情報管理手段の確保</p> <p><u>市防災行政無線のほか、一般加入電話、ケーブルテレビ、NTT災害用伝言ダイヤル、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組み合わせ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。</u></p> <p>ウ <u>移動無線局の派遣</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風-2-10】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害情報計画</p> <p><u>_____災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、市民等</u>及び<u>関係機関</u>に対し、<u>迅速かつ適切に気象情報</u> <u>_____</u>、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行う<u>_____体制</u>について定める。</p> <p>1 情報管理体制の確立</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(1) 情報管理体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報管理手段の確保</p> <p><u>災害情報等の収集及び伝達手段を次のとおり確保する。</u></p> <p>ア 情報の収集手段</p> <p>(ア) <u>市民等からの電話、口頭による情報</u></p> <p>(イ) <u>パトロール車等による巡回</u></p>	<p>市修正 09</p> <p>【理由等】</p> <p>情報の収集・伝達手段を、県地域防災計画に倣い具体的に列挙するもの。</p> <p>ケーブルテレビの廃止に伴う修正による。</p> <p>(危機管理課)</p>																																										

修正前	修正後	修正理由等
<p><u>非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、中国地方非常通信協議会に対し、関係機関に常備している移動用無線局の派遣を要請する。</u></p> <p><u>エ 県防災情報システムの活用</u></p> <p><u>常時システムの防災端末を立ち上げられるようにしておき、被害情報の収集、県等との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立</u></p> <p><u>ア 情報管理体制の構築</u></p> <p><u>関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。</u></p> <p><u>イ 情報管理手段の確保</u></p> <p><u>関係機関等は、関係機関相互の通信が可能なシステム又は無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。</u></p>	<p><u>(ウ) 防災行政無線による収集</u></p> <p><u>(エ) 消防機関、警察署からの電話等による通報</u></p> <p><u>(オ) その他地元関係機関からの電話等による通報</u></p> <p><u>(カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報</u></p> <p><u>(キ) アマチュア無線のボランティアの活用</u></p> <p><u>(ク) マスコミの報道</u></p> <p><u>(ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用</u></p> <p><u>(コ) 広島県防災情報システムの活用</u></p> <p><u>(サ) Web 会議システムの活用</u></p> <p><u>(シ) SNS 等による情報</u></p> <p><u>(ス) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等</u></p> <p><u>イ 情報の伝達手段</u></p> <p><u>(ア) 電話、口頭による報告</u></p> <p><u>(イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用</u></p> <p><u>(ウ) 登録制メール、緊急速報メール、一斉電話伝達サービスの活用</u></p> <p><u>(エ) アマチュア無線のボランティアの活用</u></p> <p><u>(オ) Web 会議システムの活用</u></p> <p><u>(カ) SNS 等の活用</u></p> <p><u>ウ その他の収集伝達手段</u></p> <p><u>インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。</u></p>	
<p>震災応急対策編 【震－２－９】</p> <p>第２節 災害発生直前と発生後の応急対策 (略)</p> <p>第１ (略)</p> <p>第２ 災害情報計画</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、<u>関係機関及び市民</u> に対し<u>迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報</u>、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、<u>関係機関及び住民</u> に対し<u>迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報</u>、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。</p> <p>1 情報管理体制の確立</p> <p><u>(1) 市の情報管理体制の確立</u></p> <p><u>ア 情報管理体制の構築</u> (略)</p>	<p>震災応急対策編 【震－２－９】</p> <p>第２節 災害発生直前と発生後の応急対策 (略)</p> <p>第１ (略)</p> <p>第２ 災害情報計画</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、<u>市民等</u> 及び<u>関係機関</u>に対し、<u>迅速かつ適切に気象情報</u> _____、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行う _____ 体制について定める。</p> <p>1 情報管理体制の確立</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) 情報管理体制の構築</u> (略)</p> <p><u>(2) 情報管理手段の確保</u> <u>災害情報等の収集及び伝達手段を次のとおり確保する。</u></p> <p><u>ア 情報の収集手段</u></p> <p><u>(ア) 市民等からの電話、口頭による情報</u></p> <p><u>(イ) パトロール車等による巡回</u></p>	

修正前	修正後	修正理由等																
<p>イ 情報管理手段の確保 市防災行政無線のほか、一般加入電話、ケーブルテレビ、NTT災害用伝言ダイヤル、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組み合わせ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。</p> <p>ウ 移動無線局の派遣 非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、中国地方非常通信協議会に対し、関係機関に常備している移動用無線局の派遣を要請する。</p> <p>エ 県防災情報システムの活用 常時システムの防災端末を立ち上げられるようにしておき、被害情報の収集、県等との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。</p> <p>(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立</p> <p>ア 情報管理体制の構築 関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。</p> <p>イ 情報管理手段の確保 関係機関等は、関係機関相互の通信が可能なシステム又は無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。</p>	<p>(ウ) 防災行政無線による収集</p> <p>(エ) 消防機関、警察署からの電話等による通報</p> <p>(オ) その他地元関係機関からの電話等による通報</p> <p>(カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報</p> <p>(キ) アマチュア無線のボランティアの活用</p> <p>(ク) マスコミの報道</p> <p>(ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用</p> <p>(コ) 広島県防災情報システムの活用</p> <p>(サ) Web 会議システムの活用</p> <p>(シ) SNS 等による情報</p> <p>(ス) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等</p> <p>イ 情報の伝達手段</p> <p>(ア) 電話、口頭による報告</p> <p>(イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用</p> <p>(ウ) 登録制メール、緊急速報メール、一斉電話伝達サービスの活用</p> <p>(エ) アマチュア無線のボランティアの活用</p> <p>(オ) Web 会議システムの活用</p> <p>(カ) SNS 等の活用</p> <p>ウ その他の収集伝達手段 インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。</p>																	
<p>風水害応急対策編 【風-2-29】 震災応急対策編 【震-2-28】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1・第2 (略) 第3 住民等の避難誘導に関する計画 1・2 (略) 3 避難指示等の伝達 (1) 避難指示等の伝達 (略)</p> <table border="1" data-bbox="154 1591 1258 1913"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等による伝達</td> <td>テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）等により、避難情報等の伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）等により、避難情報等の伝達を行う。	(新設)	(新設)	(略)	(略)	<p>風水害応急対策編 【風-2-29】 震災応急対策編 【震-2-28】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1・第2 (略) 第3 住民等の避難誘導に関する計画 1・2 (略) 3 避難指示等の伝達 (1) 避難指示等の伝達 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1282 1591 2392 1913"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>A V機器による伝達</td> <td>テレビ、ラジオ等により、避難情報等の伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td>I C Tによる伝達</td> <td>インターネット（ホームページ・SNS等）、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）、防災情報伝達アプリ、一斉電話伝達サービス等により、避難情報等の伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	A V機器による伝達	テレビ、ラジオ等により、避難情報等の伝達を行う。	I C Tによる伝達	インターネット（ホームページ・SNS等）、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）、防災情報伝達アプリ、一斉電話伝達サービス等により、避難情報等の伝達を行う。	(略)	(略)	
(略)	(略)																	
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）等により、避難情報等の伝達を行う。																	
(新設)	(新設)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
A V機器による伝達	テレビ、ラジオ等により、避難情報等の伝達を行う。																	
I C Tによる伝達	インターネット（ホームページ・SNS等）、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）、防災情報伝達アプリ、一斉電話伝達サービス等により、避難情報等の伝達を行う。																	
(略)	(略)																	

修正前	修正後	修正理由等								
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-6-2】</p> <p>第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～3 (略)</p> <p>4 津波に関する情報の伝達等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 津波警報等の住民等への伝達方法 ア 市は，住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，防災行政無線(同報系)，災害情報共有システム(Lアラート)，広報車，サイレン，テレビ(ワンセグ含む)，ラジオ，携帯電話(登録制メール，緊急速報メールを含む。)，CATV，インターネット，アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-6-2】</p> <p>第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～3 (略)</p> <p>4 津波に関する情報の伝達等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 津波警報等の住民等への伝達方法 ア 市は，住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，防災行政無線(同報系)，災害情報共有システム(Lアラート)，広報車，サイレン，テレビ(ワンセグ含む)，ラジオ，携帯電話(登録制メール，緊急速報メールを含む。)，_____インターネット，アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</p>									
<p>風水害応急対策編 【風-2-33】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1・2 (略)</p> <p>第3 住民等の避難誘導に関する計画 1～4 (略)</p> <p>5 避難の誘導等 (1) (略)</p> <p>(2) 自主避難の実施 (略)</p> <table border="1" data-bbox="201 1186 1234 1549"> <tr> <td data-bbox="201 1186 418 1503">自主避難の避難所</td> <td data-bbox="418 1186 1234 1503">ア (略) イ _____各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは，危機管理課と_____協議し，災害の状況(気象条件等)，_____緊急性，避難者数，職員配置等を勘案し，適切な避難所を開設し，原則として受入れを行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1503 418 1549">(略)</td> <td data-bbox="418 1503 1234 1549">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	自主避難の避難所	ア (略) イ _____各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは，危機管理課と_____協議し，災害の状況(気象条件等)，_____緊急性，避難者数，職員配置等を勘案し，適切な避難所を開設し，原則として受入れを行う。	(略)	(略)	<p>風水害応急対策編 【風-2-33】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1・2 (略)</p> <p>第3 住民等の避難誘導に関する計画 1～4 (略)</p> <p>5 避難の誘導等 (1) (略)</p> <p>(2) 自主避難の実施 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1329 1186 2362 1549"> <tr> <td data-bbox="1329 1186 1546 1503">自主避難の避難所</td> <td data-bbox="1546 1186 2362 1503">ア (略) イ <u>防災体制を発令した場合又は防災体制の発令が見込まれる場合</u>，各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは，危機管理課と<u>地域協働課とが協議の上</u>，災害への懸念，状況(気象条件等)，<u>危険事象(火災等)</u>，緊急性，避難者数，職員配置等を勘案し，適切な避難所を開設し，原則として受入れを行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1503 1546 1549">(略)</td> <td data-bbox="1546 1503 2362 1549">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	自主避難の避難所	ア (略) イ <u>防災体制を発令した場合又は防災体制の発令が見込まれる場合</u> ，各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは，危機管理課と <u>地域協働課とが協議の上</u> ，災害への懸念，状況(気象条件等)， <u>危険事象(火災等)</u> ，緊急性，避難者数，職員配置等を勘案し，適切な避難所を開設し，原則として受入れを行う。	(略)	(略)	<p>市修正 10 【理由等】 自主避難者の受入の目安に，災害体制の発令に係る表現を追記するもの。 (危機管理課)</p>
自主避難の避難所	ア (略) イ _____各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは，危機管理課と_____協議し，災害の状況(気象条件等)，_____緊急性，避難者数，職員配置等を勘案し，適切な避難所を開設し，原則として受入れを行う。									
(略)	(略)									
自主避難の避難所	ア (略) イ <u>防災体制を発令した場合又は防災体制の発令が見込まれる場合</u> ，各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは，危機管理課と <u>地域協働課とが協議の上</u> ，災害への懸念，状況(気象条件等)， <u>危険事象(火災等)</u> ，緊急性，避難者数，職員配置等を勘案し，適切な避難所を開設し，原則として受入れを行う。									
(略)	(略)									
<p>震災応急対策編 【震-2-32】</p> <p>第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第1・2 (略)</p> <p>第3 住民等の避難誘導に関する<u>対策</u> 1～5 (略)</p> <p>6 避難の誘導等</p>	<p>震災応急対策編 【震-2-32】</p> <p>第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第1・2 (略)</p> <p>第3 住民等の避難誘導に関する<u>計画</u> 1～5 (略)</p> <p>6 避難の誘導等</p>									

修正前	修正後	修正理由等								
<p>(2) 自主避難の実施 (略)</p> <table border="1" data-bbox="201 289 1240 741"> <tr> <td data-bbox="201 289 418 695">自主避難の避難所</td> <td data-bbox="418 289 1240 695"> <p>ア (略)</p> <p>イ _____ ____各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と_____協議し、災害の状況（気象条件等）、_____緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 695 418 741">(略)</td> <td data-bbox="418 695 1240 741">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	自主避難の避難所	<p>ア (略)</p> <p>イ _____ ____各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と_____協議し、災害の状況（気象条件等）、_____緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。</p>	(略)	(略)	<p>(2) 自主避難の実施 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1329 289 2347 695"> <tr> <td data-bbox="1329 289 1546 653">自主避難の避難所</td> <td data-bbox="1546 289 2347 653"> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>防災体制を発令した場合又は防災体制の発令が見込まれる場合</u>、各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と<u>地域協働課の協議の上</u>、災害への懸念、状況（気象条件等）、<u>危険事象（火災等）</u>、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。<u>なお、南海トラフ臨時情報が発表された場合の災害体制の発令についても同様に扱う。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 653 1546 695">(略)</td> <td data-bbox="1546 653 2347 695">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	自主避難の避難所	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>防災体制を発令した場合又は防災体制の発令が見込まれる場合</u>、各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と<u>地域協働課の協議の上</u>、災害への懸念、状況（気象条件等）、<u>危険事象（火災等）</u>、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。<u>なお、南海トラフ臨時情報が発表された場合の災害体制の発令についても同様に扱う。</u></p>	(略)	(略)	
自主避難の避難所	<p>ア (略)</p> <p>イ _____ ____各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と_____協議し、災害の状況（気象条件等）、_____緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。</p>									
(略)	(略)									
自主避難の避難所	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>防災体制を発令した場合又は防災体制の発令が見込まれる場合</u>、各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と<u>地域協働課の協議の上</u>、災害への懸念、状況（気象条件等）、<u>危険事象（火災等）</u>、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。<u>なお、南海トラフ臨時情報が発表された場合の災害体制の発令についても同様に扱う。</u></p>									
(略)	(略)									
<p>風水害応急対策編 【風－7－5・6】 震災応急対策編 【震－7－5・6】</p> <p>第7節 救援物資の調達・供給活動 (略)</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 飲料水等の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水の方法</p> <p>(1) 給水車、給水タンク、_____ポリ容器等での運搬給水 ア 避難所等への応急給水は、原則として市が給水車、<u>給水コンテナ、給水タンク、</u>ポリ容器等により行う。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 拠点給水 市では、災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり飲料水兼用型耐震性貯水槽_____を整備しており、災害時にはこれらの施設の有効利用を図る。 また、市内の教育施設等のプール水を災害協定に基づき浄水器機等を調達して、飲料水等に活用する。 拠点給水には、受水槽、_____仮設水槽_の活用を図るよう努める。 ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽_____については、「資料編」参照</p> <p>(3) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水 ア 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 イ 復旧に長時間を要する断水区域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>風水害応急対策編 【風－7－5・6】 震災応急対策編 【震－7－5・6】</p> <p>第7節 救援物資の調達・供給活動 (略)</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 飲料水等の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水の方法</p> <p>(1) 給水車、給水タンク、<u>給水コンテナ（仮設水槽）</u>、ポリ容器等での運搬給水 ア 避難所等への応急給水は、原則として市が給水車、<u>給水タンク、給水コンテナ（仮設水槽）</u>、ポリ容器等により行う。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 拠点給水 市では、災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり飲料水兼用型耐震性貯水槽<u>及び緊急時給水栓</u>を整備しており、災害時にはこれらの施設の有効利用を図る。 また、市内の教育施設等のプール水を災害協定に基づき浄水器機等を調達して、飲料水等に活用する。 拠点給水には、受水槽、<u>給水コンテナ（仮設水槽）</u>の活用を図るよう努める。 ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽<u>及び緊急時給水栓</u>については、「資料編」参照</p> <p>(3) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水 ア 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 イ 復旧に長時間を要する断水区域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>市修正 11 【理由等】 呉市復興計画に基づく実施事業（応急給水体制の強化）との整合を図り、給水コンテナや緊急時給水栓を追記する。 (上下水道総務課)</p>								

修正前	修正後	修正理由等
<p>3 生活用水の確保・供給</p> <p>(1) 上下水道局は、災害時における生活用水となる水道水の安定供給に努める。</p> <p>(2) 関係対策部は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、地下タンクの貯水等の活用による生活用水の確保を行う。</p> <p>(3) 住民は、貯留雨水、<u> </u>井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。</p>	<p>3 生活用水の確保・供給</p> <p>(1) 上下水道局は、災害時における生活用水となる水道水の安定供給に努める。</p> <p>(2) 関係対策部は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、地下タンクの貯水等の活用による生活用水の確保を行う。</p> <p>(3) 住民は、貯留雨水、<u>災害時協力井戸等の</u>井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。</p>	<p>市修正 12</p> <p>【理由等】</p> <p>災害時協力井戸を明記する。 (地域協働課)</p>
<p>風水害応急対策編 【風－8－1】 震災応急対策編 【震－8－1】</p> <p>第8節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動</p> <p>第1 防疫、保健衛生、環境衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>1 防疫活動</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>防疫措置の徹底を図るため、県、医師会などの関係機関と連携し、防疫活動体制を確立する。</p> <p>(2) 活動内容</p> <p><u>ア 被災地及び避難場所において、特に感染症発生の早期発見に努めるとともに、感染症の患者が発生したときは、直ちに必要な措置をとる。</u></p> <p><u>イ 消毒の実施</u></p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるところにより実施することとする。なお、住民への消毒支援については、特別な理由により住民自らが消毒作業を実施することが困難であると認められる場合についてのみ実施する。</u></p> <p><u>ウ 消毒薬の配布</u></p> <p><u>被災地への消毒薬の配布は、市民センター等を通じ消毒方法を記載した説明書とともに配布する。</u></p> <p><u>エ 衛生教育及び広報活動</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風－8－1】 震災応急対策編 【震－8－1】</p> <p>第8節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動</p> <p>第1 防疫、保健衛生、環境衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>1 防疫活動</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>防疫措置の徹底を図るため、県、医師会などの関係機関と連携し、防疫活動体制を確立する。</p> <p>(2) 活動内容</p> <p><u>ア 疫学調査及び健康診断</u></p> <p><u>(ア) 疫学調査の実施</u></p> <p><u>災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため疫学調査を行う。</u></p> <p><u>(イ) 健康診断の実施</u></p> <p><u>疫学調査の結果、必要な場合は、法第17条第1項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。</u></p> <p><u>イ その他の防疫活動</u></p> <p><u>(ア) 防疫活動</u></p> <p><u>市は、県の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 被害の状況報告</u></p> <p><u>市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。</u></p> <p><u>(ウ) 防疫計画の作成及び報告</u></p> <p><u>市は、県の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。</u></p>	<p>市修正 13</p> <p>【理由等】</p> <p>県地域防災計画との整合を図る修正による。 (危機管理課)</p>
<p>風水害応急対策編 【風－9－5】 震災応急対策編 【震－9－5】</p> <p>第9節 応急復旧、二次災害防止活動</p>	<p>風水害応急対策編 【風－9－5】 震災応急対策編 【震－9－5】</p> <p>第9節 応急復旧、二次災害防止活動</p>	<p>市修正 14</p> <p>【理由等】</p> <p>水道法第39条の3の改正によ</p>

修正前	修正後	修正理由等
<p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の応急措置の実施 (仮復旧を含む)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 上水道施設</p> <p>(1) 応急復旧</p> <p>ア 応急復旧のため、①送配水幹線，給水拠点までの流れ，②その他の配水管，給水装置の順で復旧し，配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を図る。</p> <p>イ 必要な応急復旧資器材については，備蓄資器材のほか，工事事業者への調達依頼により確保を図る。</p> <p>ウ 水道施設及び道路の地図を活用して，迅速な被害状況の把握に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の応急措置の実施 (仮復旧を含む)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 上水道施設</p> <p>(1) 応急復旧</p> <p>ア 応急復旧のため，①送配水幹線，給水拠点までの流れ，②その他の配水管，給水装置の順で復旧し，配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を図る。</p> <p>イ 必要な応急復旧資器材については，備蓄資器材のほか，工事事業者への調達依頼により確保を図る。</p> <p>ウ 水道施設及び道路の地図を活用して，迅速な被害状況の把握に努める。</p> <p><u>エ 水道施設の復旧に当たり，資機材や人員が不足するときは，災害時協定等に基づき，関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い，迅速な復旧活動の実施を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>る。</p> <p>浄水場等の基幹施設が災害により損傷した場合，施設復旧に関する技術力を有する日本下水道事業団が水道施設の復旧を行えるよう，地域防災計画に公共的団体や民間の団体との連携に関する基本的な方針を追記する。</p> <p>(上下水道総務課)</p>
<p>風水害応急対策編 【風－13－1】 風水害応急対策編 【震－13－1】</p> <p>第13節 農林漁業関係被害の拡大防止計画</p> <p>(略)</p> <p>1 農産物，家畜対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 家畜の免疫</p> <p>診療等__組織は，次に示す防疫活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>オ・カ (略)</p>	<p>風水害応急対策編 【風－13－1】 風水害応急対策編 【震－13－1】</p> <p>第13節 農林漁業関係被害の拡大防止計画</p> <p>(略)</p> <p>1 農産物，家畜対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 家畜の免疫</p> <p>診療等<u>の</u>組織は，次に示す防疫活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>オ・カ (略)</p>	<p>市修正 15</p> <p>【理由等】</p> <p>脱字の修正</p> <p>(農林水産課)</p>
<p>震災応急対策編 【震－4－9】</p> <p>第4節 救助・救急，医療救護及び消火活動</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 消防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域応援の要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事への応援要請</p> <p>市内全域災害等で必要な場合は，相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の<u>規程</u>による知事の指示権の発動を要請し，防災活動及び応急業務の人的確保に努める。</p>	<p>震災応急対策編 【震－4－9】</p> <p>第4節 救助・救急，医療救護及び消火活動</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 消防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域応援の要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事への応援要請</p> <p>市内全域災害等で必要な場合は，相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の<u>規定</u>による知事の指示権の発動を要請し，防災活動及び応急業務の人的確保に努める。</p>	<p>市修正 16</p> <p>【理由等】</p> <p>誤字の修正</p> <p>(警防課)</p>

修正前	修正後	修正理由等																				
<p>震災応急対策編 【震-6-6】</p> <p>第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="192 470 884 562"> <tr> <td>計画目標</td> <td>災害発生から 30分以内に広報体制を確立 災害発生から 1時間以内に広報を開始</td> </tr> </table>	計画目標	災害発生から 30分 以内に広報体制を確立 災害発生から 1時間 以内に広報を開始	<p>震災応急対策編 【震-6-6】</p> <p>第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1320 470 1991 562"> <tr> <td>計画目標</td> <td>災害発生から 2時間以内に広報体制を確立 災害発生から 3時間以内に広報を開始</td> </tr> </table>	計画目標	災害発生から 2時間 以内に広報体制を確立 災害発生から 3時間 以内に広報を開始	<p>市修正 17</p> <p>【理由等】</p> <p>本市の地震等発生時初動対応手順書との整合を図る。 (秘書広報課)</p>																
計画目標	災害発生から 30分 以内に広報体制を確立 災害発生から 1時間 以内に広報を開始																					
計画目標	災害発生から 2時間 以内に広報体制を確立 災害発生から 3時間 以内に広報を開始																					
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-3-3】</p> <p>第3節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 時間差発生等への対応</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震<u>生</u>の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、警戒する措置をとるものとする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-3-3】</p> <p>第3節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 時間差発生等への対応</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震<u>発</u>生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、警戒する措置をとるものとする。</p>	<p>市修正 18</p> <p>【理由等】</p> <p>脱字の修正 (危機管理課)</p>																				
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-4-1】</p> <p>第4節 南海トラフ地震の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 今後の地震発生確率</p> <p>(略)</p> <p>令和6年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率_____</p> <p>については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="157 1497 1240 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価時点</th> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震(M8～M9クラス)</td> <td>令和6年1月1日</td> <td>30%程度</td> <td><u>70%～80%程度</u></td> <td>90%程度若しくはそれ以上</td> </tr> </tbody> </table>		評価時点	10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ地震(M8～M9クラス)	令和6年1月1日	30%程度	<u>70%～80%程度</u>	90%程度若しくはそれ以上	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-4-1】</p> <p>第4節 南海トラフ地震の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 今後の地震発生確率</p> <p>(略)</p> <p>令和7年9月26日を起点にした南海トラフ地震の発生確率 <u>(すべり量依存BPTモデル)</u></p> <p>については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1285 1497 2368 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価時点</th> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震(M8～M9クラス)</td> <td>令和7年9月26日</td> <td><u>ほぼ0～40%</u></td> <td><u>60%～90%程度以上</u></td> <td>90%程度若しくはそれ以上</td> </tr> </tbody> </table>		評価時点	10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ地震(M8～M9クラス)	令和7年9月26日	<u>ほぼ0～40%</u>	<u>60%～90%程度以上</u>	90%程度若しくはそれ以上	<p>市修正 19</p> <p>【理由等】</p> <p>地震調査研究推進本部の最新の調査結果を反映する。 (危機管理課)</p>
	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内																		
南海トラフ地震(M8～M9クラス)	令和6年1月1日	30%程度	<u>70%～80%程度</u>	90%程度若しくはそれ以上																		
	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内																		
南海トラフ地震(M8～M9クラス)	令和7年9月26日	<u>ほぼ0～40%</u>	<u>60%～90%程度以上</u>	90%程度若しくはそれ以上																		
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-4-6】</p> <p>第4節 南海トラフ地震の概要</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-4-6】</p> <p>第4節 南海トラフ地震の概要</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>市修正 20</p> <p>【理由等】</p> <p>誤字の修正 (危機管理課)</p>																				

修正前	修正後	修正理由等
3 想定結果 (略) (1)～(3) (4) 被害想定項目と想定単位 (略) 被害想定項目 (定 <u>正</u> 評価)	3 想定結果 (略) (1)～(3) (4) 被害想定項目と想定単位 (略) 被害想定項目 (定 <u>性</u> 評価)	